

## 第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義について、同法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

この法律は、電波の □ A □ な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

「電波」とは、□ B □ 以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電話」とは、電波を利用して、□ C □ を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線局」とは、無線設備及び無線設備の □ D □ を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C	D
1 公平かつ能率的	300 万メガヘルツ	音声その他の音響	操作
2 公平かつ能率的	300 万ギガヘルツ	音声	管理
3 有効かつ適正	300 万メガヘルツ	音声	操作
4 有効かつ適正	300 万ギガヘルツ	音声その他の音響	管理

A - 2 次に掲げる事項のうち、無線局の免許状に記載される事項でないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 通信事項      2 免許人の住所      3 無線局の目的      4 無線局の種別      5 無線設備の工事設計

A - 3 無線局の免許人は、その局の無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、電波法の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 適宜工事を行い、運用開始前に総務大臣に届け出なければならない。
- あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- あらかじめ総務大臣の指示を受けなければならない。
- あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 適宜工事を行い、工事完了後総務大臣に届け出なければならない。

A - 4 無線設備の設置場所の変更の許可を受けた免許人は、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 無線設備の設置場所の変更後、総務大臣に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 新たな無線設備の設置場所において運用を再開する旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 総務大臣の検査を受け、当該変更の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 当該変更の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出なければならない。

A - 5 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の □ A □ 、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する □ B □ が、総務省令で定める限度を超えて他の □ C □ を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 偏差及び幅	高周波電流	無線局の運用に妨害
2 偏差及び幅	電波又は高周波電流	無線設備の機能に支障
3 偏差	高周波電流	無線設備の機能に支障
4 幅	電波又は高周波電流	無線局の運用に妨害

A - 6 次の記述は、「スプリアス発射」の定義に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「スプリアス発射」とは、□A外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、□B、寄生発射及び相互変調積を含み、□Aに近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものとする。

A	B
1 必要周波数帯	高調波発射
2 必要周波数帯	高調波発射、低調波発射
3 送信周波数帯	低調波発射
4 送信周波数帯	高調波発射、低調波発射

A - 7 次の記述は、周波数測定装置の備付けを要しない送信設備に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の□Aを□B以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

A	B
1 基準周波数	0.025 パーセント
2 基準周波数	0.05 パーセント
3 特性周波数	0.025 パーセント
4 特性周波数	0.05 パーセント
5 使用周波数	その周波数の許容偏差の 10 パーセント

A - 8 次に掲げるもののうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件として、無線設備規則に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 十分な指向特性が得られること。
- 3 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。
- 4 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。

A - 9 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、□Aについては、この限りでない。

免許状に□Bであること。  
通信を行うため□Cであること。

A	B	C
1 非常通信	記載されたもの	必要最小のもの
2 非常通信	記載されたものの範囲内	十分なもの
3 遭難通信	記載されたもの	十分なもの
4 遭難通信	記載されたものの範囲内	必要最小のもの

A - 10 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときは、無線局運用規則の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち「DE」及び自局の呼出符号を送信して、次の呼出しのために待機していなければならない。
- 3 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 5 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A - 11 アマチュア局が空中線電力 50 ワット以下のモールス無線電信を使用して応答を行う場合において、確実に連絡の設定ができると認められるとき、無線局運用規則の応答の簡易化に関する規定により、応答事項のうち省略することができるものを下の番号から選べ。

- |   |          |      |         |    |
|---|----------|------|---------|----|
| 1 | 相手局の呼出符号 | 3回以下 | DE      | 1回 |
| 2 | DE       | 1回   | 自局の呼出符号 | 1回 |
| 3 | 相手局の呼出符号 | 3回以下 |         |    |
| 4 | 自局の呼出符号  | 1回   |         |    |

A - 12 次の記述は、非常の場合の無線通信について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、□Aの確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。  
の規定による処分に違反した者は、□Bに処する。

- | A | B     |                     |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 交通通信  | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  |
| 2 | 交通通信  | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 3 | 電力の供給 | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 4 | 電力の供給 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  |

A - 13 次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

総務大臣は、無線局の発射する□Aが総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□B電波の発射の停止を命ずることができる。  
総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する□Aが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。  
総務大臣は、の規定により発射する□Aが総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□Cしなければならない。

- | A | B     | C            |        |
|---|-------|--------------|--------|
| 1 | 電波の強度 | 3箇月以内の期間を定めて | の停止を解除 |
| 2 | 電波の強度 | 臨時に          | その旨を通知 |
| 3 | 電波の質  | 3箇月以内の期間を定めて | その旨を通知 |
| 4 | 電波の質  | 臨時に          | の停止を解除 |

A - 14 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要がある場合において、無線局に電波の発射を命じて行う検査では、どの事項について検査するか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線従事者の無線設備の操作の技能
- 2 電波の伝搬状況
- 3 無線局の通信方法
- 4 送信装置の変調度
- 5 発射する電波の質又は空中線電力

A - 15 第二級アマチュア無線技士の資格を有する者が氏名に変更を生じたときは、無線従事者規則の規定により免許証の訂正を受けなければならないが、このために必要な提出書類を下の番号から選べ。

- 1 所定の様式の申請書、免許証、写真2枚(同一のもの)及び氏名の変更の事実を証する書類
- 2 所定の様式の申請書及び免許証
- 3 適宜の様式の申請書、免許証及び戸籍謄本
- 4 適宜の様式の申請書、免許証及び氏名の変更の事実を証する書類

A - 16 次の記述は、無線局の免許の取消しについて電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その無線局の免許を取り消すことができる。

□A、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。

不正な手段により□Bの免許若しくは第17条の無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可を受け、又は第19条の規定による識別信号、周波数等の指定の変更を行わせたとき。

無線局の運用の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。

免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し□Cに処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 届出をしないで	無線局	懲役刑
2 届出をしないで	無線従事者	罰金以上の刑
3 正当な理由がないのに	無線局	罰金以上の刑
4 正当な理由がないのに	無線従事者	懲役刑

A - 17 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 2,000kHz ~ 2,065kHz
- 2 2,065kHz ~ 2,107kHz
- 3 10,005kHz ~ 10,100kHz
- 4 10,100kHz ~ 10,150kHz
- 5 17,970kHz ~ 18,068kHz

A - 18 次の記述は、許可書について述べたものであるが、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 受信局は、特定の無線通信業務については、その属する国の政府が発給する許可書が要求される。
- 3 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A - 19 次の記述は、アマチュア局の周波数の発射について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の周波数の発射は、この種の局について□Aが許す限り□Bのないものでなければならない。

A	B
1 技術開発の状況	狭帯域で偏差
2 技術開発の状況	安定でスプリアス発射
3 送信装置の特性	狭帯域で偏差
4 送信装置の特性	安定でスプリアス発射
5 無線設備の保守状況	スプリアス発射

A - 20 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

異なる国のアマチュア局相互間の伝送が許される場合においても、その伝送は、□Aで行わなければならない、かつ、試験のための□Bの通報及び軽易で公衆電気通信業務によることが適当でない私的事項に限らなければならない。  
アマチュア局を□Cのために国際通信の伝送に使用することは、絶対に禁止する。  
及び□Dの規定は、関係国の□Dによって変更することができる。

A	B	C	D
1 条約により認められた言語	技術的性質	金銭上の利益	主管庁相互間の協議
2 当該アマチュア局の属する国の言語	データ	第三者	アマチュア無線関係団体の協議
3 普通語	打合せ	金銭上の利益	アマチュア局相互間の協議
4 普通語	技術的性質	第三者	主管庁相互間の特別取決め

B - 1 次の記述は、電波利用料の徴収等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

アマチュア局の免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して□ア以内及びその後毎年その免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して□ア以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各□イの期間について、□ウを国に納めなければならない。

「電波利用料」とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が□エを直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭をいう。

- (1) 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の□オ
- (2) 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- (3) 電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
- (4) 特定周波数変更対策業務

1 年額 1,000 円	2 探査	3 2年	4 検査	5 3箇月
6 年額 500 円	7 1年	8 30日	9 免許人の利益	10 無線局全体の受益

B - 2 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

周波数をその□ア内に維持するため、送信装置は、できる限り□イによって□ウに影響を与えないものでなければならない。

周波数をその□ア内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り□エによって影響を受けないものでなければならない。

移動するアマチュア局の送信装置は、實際上起こり得る□オによっても周波数をその□ア内に維持するものでなければならない。

1 外圍の温度若しくは湿度の変化	2 電源電圧又は負荷の変化	3 変調周波数	4 環境の変化
5 占有周波数帯幅の許容値	6 商用電源の電圧の変動	7 振動又は衝撃	8 気象の変化
9 発振周波数	10 許容偏差		

B - 3 次に掲げる通信のうち、電波法施行規則の規定により無線局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて行うことができるものを1、行うことができないものを2として解答せよ。

- ア 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信
- イ 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- ウ 電波の規正に関する通信
- エ 電気通信業務の通信
- オ 漁業通信

B - 4 次の記述は、周波数等の指定の変更等に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

総務大臣は、□ア□ 必要があるときは、当該無線局の □イ□ に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の □ウ□ の指定を変更し、又は □エ□ の無線設備の □オ□ を命ずることができる。

- |                |                |       |           |
|----------------|----------------|-------|-----------|
| 1 混信の除去その他特に   | 2 周波数若しくは空中線電力 | 3 運用  | 4 目的の遂行   |
| 5 電波の型式若しくは周波数 | 6 電波の規整その他公益上  | 7 無線局 | 8 設置場所の変更 |
| 9 人工衛星局        | 10 変更の工事       |       |           |

B - 5 次の記述は、「有害な混信」の定義に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の □ア□ の機能を害し、又は □イ□ に従って行われる □ウ□ の運用を著しく低下させ、 □エ□ し、若しくは反復的に □オ□ する混信をいう。

- |          |         |        |      |       |
|----------|---------|--------|------|-------|
| 1 電気通信業務 | 2 自国の法令 | 3 特別業務 | 4 妨害 | 5 制限  |
| 6 無線通信業務 | 7 安全業務  | 8 この規則 | 9 発生 | 10 中断 |